

## 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会の設置理由とねらいについて

- (1) 和牛は我が国固有のものであり、関係者による育種・改良の努力の積み重ねの結果、他の品種には見られない優れた肉質を特徴的に有し、その美味しさは、海外にまで知られ、高く評価されるようになっている。
- (2) また、過去に輸出された和牛の遺伝資源を利用し、外国種との交配等により肉用牛を生産することが諸外国でも行われ、更には我が国にも牛肉又は子牛として輸入されており、国内生産に少なからず影響を与えかねない状況にある。
- (3) 今後も、肉質や安全性の面で消費者の志向に適合した牛肉を安定的に供給するためには、肉用牛生産基盤を強化し、肉用牛の増頭を図るとともに、消費者が牛肉を購入する際に正確な情報に基づいて選択できるような情報提供をすることが必要である。
- (4) 一方、平成15年3月、政府に知的財産戦略推進本部が設置され、本年2月には農林水産省における知的財産戦略本部が設置されるなど、知的財産をめぐる検討が進展している。
- (5) 特に和牛は、多くの改良機関の関係者や農家の長年の努力によって、改良されてきたものであり、我が国の財産である。
- (6) また、これからの家畜生産を考えた場合、これまでの関係者の努力の結晶である遺伝資源の価値について、現在の社会情勢や技術レベルを踏まえ整理し、今後進むべき方向を戦略的に模索していく必要がある。
- (7) このため、和牛を始めとする家畜について早急に知的財産制度の活用も含め、遺伝資源の保護と活用等の可能性を明らかにしていくことが検討会のねらいである。